

つどい

第 89 号

2020年3月



スキルアップ研修会



現任研修会
(兼 東海ブロック研修会)

もくじ

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| ● スキルアップ研修会
..... 2・3 | ● 新人ヘルパーの活躍ぶりについて
..... 6・7 |
| ● 現任研修会(兼 東海ブロック研修会)
..... 4・5 | ● 事務局からのお知らせ
..... 8 |



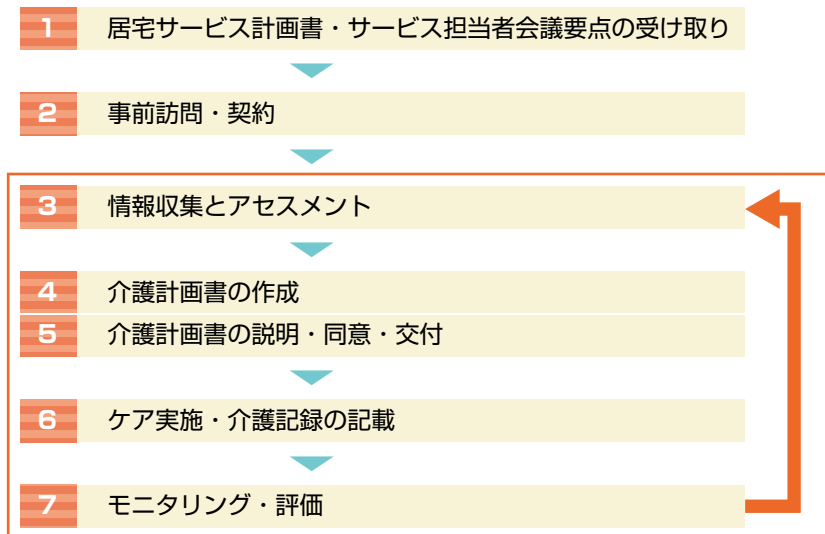
実地指導・監査に対する日頃からの備え

▶『自己点検チェック表』を活用し、コンプライアンスを定期チェックする

『自己点検チェック表』（行政のホームページからもダウンロードできます）を活用し、事業所のコンプライアンスの定期チェックを行うことで介護事業の基本方針、運営、給付状況、利用者やご家族への対応の仕方、ケアマネジャーとの連携、介護記録、書類の重要性の意識付けを行うことが大切です。

⇒各行政の条例も確認！集団指導後は、資料読み合わせと改善を！

▶ 介護サービスの流れを正しく覚える



▶ 実地指導・監査に対応する日頃からの備え

◎計画書 再作成

・計画書を再作成しましょう

サービスの実施状況やモニタリング結果などから、計画の変更が必要なときは、ケアマネジャーに相談して居宅サービス計画書を変更・サービス担当国会議の要点を一緒に頂きます。その後、介護計画書を変更しましょう。

<計画の変更が必要なタイミング>

- ①被保険者証の更新時（認定期間の更新・要介護区分の変更） ②サービス変更時（曜日、時間、サービス追加・減少）
- ③総合的な援助方針の変更時 ④目標内容・期間の変更時 ⑤目標達成時 ⑥サービス事業所の追加・減少

・施設・事業所内のサービス担当国会議で報告し、議事録も残しましょう。

計画書を再作成する場合も、必ず社内のサービス担当国会議を通して、サービス内容を設定、議事録も残しましょう！

※計画作成の際には常に『自立支援』の考え方を基本にしましょう！

・説明・同意・交付

再作成の際にも、説明・同意・交付を必ず実施します。交付をしないと、サービスを開始できません！！

◎ケアマネジャーとの連携と5W1Hと公文書の書面記載の基本姿勢の確認

ケアプランに基づいて介護計画書に根拠がない場合や記録にも連動性が見られない場合はNGです。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成される一連のプロセス（PDCAサイクル）を意識し、介護記録や介護計画書等の書面作成時は、

①誰が（Who） ②いつ（When） ③どこで（Where） ④何を（What） ⑤なぜ（Why） ⑥どうしたか（How）の5W1Hと修正をする場合は公文書なので修正液や修正テープ等は使わずに、二重線に訂正印の基本姿勢が重要です。

◎実地指導を踏まえた加算の留意点

ケアレスミスによる報酬返還の防止のため、単位数表と解釈通知及び関連する告示。（「厚生労働大臣が定める…」）及び厚生労働省が発したQ＆A等を精読すること。

- ・明文で示されている要件等について遺漏がないよう注意する。
- ・全ての加算が複数の要件を満たす必要があり、複数の要件のいずれかが抜けていることが過誤の典型的パターン。
- ・要件は、単位数表、解釈通知その他の通知類及びQ＆Aに分散しているため注意を要する。

令和元年度スキルアップ研修会 「実地指導対策について～日頃の記録を見直そう～」

令和元年8月8日開催

選ばれる事業所になるための適正な実地指導の対策

株式会社ねこの手 代表取締役 伊藤 亜記 氏



法律の理解と遵守

▶ 介護サービスの提供は法律の下に成り立っています

介護サービスの提供には、たくさんの法律が関わってきます。したがって、これらの法律を正しく理解し、法に則って適正な事業所運営をしていく必要があります。適正な事業所運営とは、人員基準などの運用基準を守り、必要な記録帳票を作成・保管し、法律に則ったサービスを提供することだといえます。

辞書で『コンプライアンス』について調べると「法令遵守。特に、企業活動において社会規範に反することなく、公正・公平に業務遂行することをいう」と書かれています。適正な事業所運営とは、人員基準等の運用基準を守り、必要な記録帳票を作成・保管し、法律に則ったサービスを提供することです。

コンプライアンスとは何か

- ①法律を守ること（法令遵守）
- ②自己の良心や倫理観に従い利用者、従業員、他事業者といった利害関係者に対して誠実に対応すること。

皆さんが運営する 介護事業所

帳票

運用

法律 ①介護保険法 ②障害者総合支援法 ③労働基準法
④個人情報保護法 ⑤高齢者虐待防止法、身体拘束禁止 ⑥道路交通法等

倫理

法律をきちんと守った上で、利用者を元気にしていくことが、介護サービス事業者として大切なことです。法律を守ることができない場合、利用者へサービス提供をすることができなくなってしまいます。問題が起こったときや判断に迷う時は、行政に相談・確認をしながら対応しましょう。

（第一章 総則 第一条）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（平成9年12月17日 法律第123号）

⇒2012年～ 介護報酬改定ポイント「連携」「自立＝自律支援原点回帰」

「自立」は、他からの従属から離れて独り立ちすること。他からの支援や援助を受けずに存在すること。

「自律」は、他からの支援や制約などを受けずに自分自身で立てた規範に従って行動すること。

▶ リスクを常に予測する

日常業務の中で、事故・トラブルやクレームに発展しそうな危険な状況常に存在しています。

事故やトラブルまたはクレームに結びつきそうな危険（リスク）を予測できる注意力、観察力、判断力を身につけましょう。そして、「現場で常に各個人が危険予測を行ない、危険な状況・事態を回避すること」でトラブルを未然に防ぎましょう。

▶ 情報共有で同様のトラブルを回避する

事故やトラブルにはならなかったが、ヒヤリとしたりハッとしたことがあったときには、必ず介護記録の記載と書面・口頭での報告を徹底し、ヒヤリハットも会議・研修等で原因と対策を検討し、事業所スタッフ間で情報共有をしてください。

そうすることで、施設・事業所スタッフ全体が同様の事故トラブルを防ぐことができるようになります。

③ 生活機能の向上を目的とした訪問介護計画

＊訪問介護計画には

- ・利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容。
- ・生活機能アセスメントの結果に基づき、上記内容について定めた3か月を目途とする達成目標。
- ・目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標。

＊達成目標

- ・各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び訪問リハ又は通所リハのPT等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、PT等から必要な助言を得たうえで、利用者のADL及びIADLの改善状況及び達成目標を踏まえ適切な対応を行うこと。→ 自立支援・重度化防止に役立てる。

＊生活機能の向上とは

- ・「できること」「していること」を増やすこと。
- ・老化に伴って「出来ること」「していること」が減少していくことを、出来る限りストップすること。
- ・ICFで示された ①心身機能 ②活動 ③参加 のこと。

④ 根拠に基づいた介護の実践

＊介護過程の展開

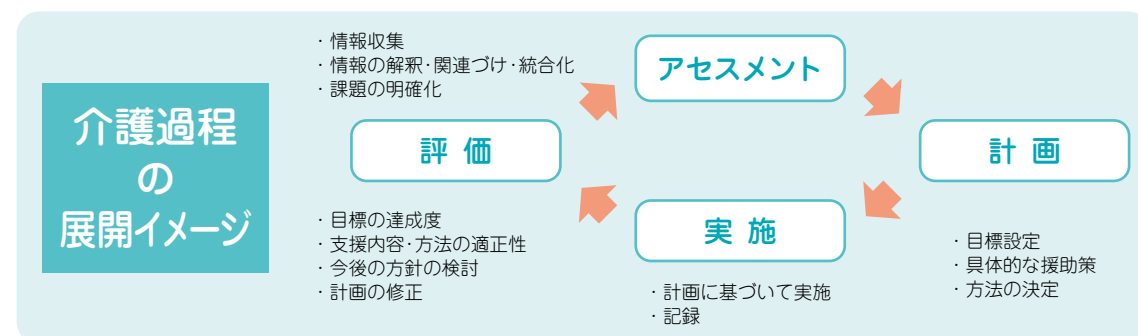
- ・科学的思考 … 一定の目的、方法に基づいて理論的に考えること。
- ・問題解決志向 … 直面した問題に関連するデータを収集し、それに基づいて解決を考えること。
- ・アセスメント、計画、実施、評価で構成されている。
- ・アセスメント、課題、目標、援助内容が論理的、目標と援助内容が同じ方向を向いている。

＊訪問介護計画は利用者とともに

- ・サービスを提供するだけでなく、介護の中身を利用者とともに作っていくプロセスが重要。
- ・サービス内容の明確化 → 訪問介護の専門性を文章や言葉で明確化できる。第三者がどのようなことをするのか、わかるように可視化。

ICFの構成要素とアセスメント項目

ICF	アセスメント分類	アセスメント項目
心身機能・構造、健康状態	健康状態	要介護度、認知の程度、認知の行動・精神障害、障害の状況、現在の主な疾患、既往症、バイタル、食事摂取、食事形態、嚥下、飲水、口腔衛生、歯、整容、整髪、洗身、皮膚の状態、服薬など
活動	日常生活の状況	麻痺、拘縮、関節制限、寝返り、起き上がり、立ち上がり、立位、歩行、排泄（尿・便）、更衣・着脱、入浴、片足立位、座位、移乗、食事、外出、買物、調理・片付け、金銭管理、掃除、洗濯、ゴミ出し、火気管理、コミュニケーションなど
参加	楽しみ	生きがい、余暇、意欲、興味、役割など
環境因子	環境	生活環境、経済状況、家族関係、介護者の健康、介護サービス利用状況、福祉用具など
個人因子	生活習慣	価値観、習慣、性格、こだわり、生活歴、特技、得意・抱負、一日の過ごし方など



現任研修会（兼 東海ブロック研修会） 令和元年11月11日開催

「ヘルパーの自立した支援～ヘルパーのやりがいについて～」

自立生活支援・重度化防止のための 見守りの援助の明確化

大妻女子大学 名誉教授 是枝 祥子 氏



① 訪問介護の意義と目的

＊訪問介護サービスとは、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

＊訪問介護の生活援助

単なる家事代行ではなく、利用者の身体状況や生活状況に応じて、維持・改善または悪化の防止や予防を目指すために提供するもの。

＊自立と自律

自立 → ひとり立ち、他の援助や支配を受けずに、自分の力で判断したり、身を立てたりすること。

自律 → 自己決定、他の支配や制約を受けずに自分で考えた規範に従って行動する。

身体構造や活動が可能になる自立と、心身機能や個人因子としての自律。

ADLとしての自立と QOL としての自律。

自立支援の考え方 → 自律を基盤として、自立を支援していくと解釈。

＊訪問介護の専門性

- ・培ってきた生活習慣や価値観、こだわりを尊重した生活の継続。
- ・生活の中で自立の幅を広げる。
- ・生きている喜びや価値を見つけ、その人らしい生活が出来る。
- ・予防的な対応で生活の質が保たれる。
- ・状態の変化を把握し、他職種へつなぐ。



② 身体介護の区分としての自立支援見守り

＊利用者本人が行う動作を、訪問介護員の介助よりも本人が主体的、中心的に行うことを、見守りや軽度な介助を行った場合でも身体介護として算定できる。

本人が行う動作は家事であっても同様に身体介護で算定する。

＊自立支援見守りにより身体介護扱いになるため、生活援助ではない根拠を明確にし、家族、利用者への説明が必要。

＊生活援助のポイント

- ・家事支援。家事代行になる恐れがある。
- ・導入には、身体介護以上に適切なアセスメントによる必要性の根拠の明確化が必要。
- ・家事は、本人や家族によって行われることであることを身体介護以上に考慮する必要がある。

＊重要なモニタリング

- ・専門職として、詳細なモニタリングができる。
- ・日々の会話の中で、生活に対する意欲がどのように変化してきたか。
- ・口腔機能、服薬状況は疾患の予防や悪化防止のポイント。
- ・支援した家事の出来栄ではなく、自立の効果がどうか重要。
- ・何のために行うかの目的意識の確認。
- ・主体的に取り組める、実現可能な目標。



新人ヘルパーの 活躍ぶりについて



新人ヘルパーさんに
聞きました！

- ① 活動の時間や状況は？
- ② どんな思いで仕事している？
- ③ 大変と思うことは？また、乗り切る工夫は？
- ④ 得意なことは？

★ ヘルパー歴2年 40代 男性

- ① 管理者をしていますので利用者様の担当は少ないですが職員の休みのときに代わりに訪問に出向くことが多いです。あとは管理者業務に追われています。
- ② 利用者様には常に自分が受けたいと思えるような介護サービスの提供を考えて接しています。また、職員にはなるべく長く働いていただきたいので良い環境を整えることを念頭に仕事をしています。
- ③ 現場の事を知ることは当たり前ですし、管理業務も覚えなければならないので、とにかく大変で分からないことだらけでした。分からないことはそのままにせず、分かる人に聞くことが乗り切る秘訣と考えております。聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥ともいいますしね。
- ④ 整理整頓が得意です。単純に掃除も得意ですが、業務の整理なども得意であると自負しております。

★ ヘルパー歴2年 30代 女性

- ① 小学生の子供がいるため、平日週4～5日、1日3件程活動しています。介護の仕事は初めてなので、身体介護、生活援助、障害福祉等どんなケースも対応させていただき、経験を積んでいます。
- ② 利用者さんが少しでも明るく前向きな気持ちになれるよう笑顔で接し、安心できる空間を提供出来るよう、心掛けています。
- ③ 口下手なので、初対面、口が重い方のコミュニケーションの取り方が難しいです。先輩ヘルパーさんの話術を盗み、参考にしています。
- ④ 掃除です。部屋がきれいになると、気持ちもすっきりします。

★ ヘルパー歴2年 30代 男性

- ① ヘルパーの経験は2年目で日々勉強中です。1日1～2件のご利用者様宅に訪問させて頂いています。
- ② 地域貢献したいとの思いを持ちながら、自分と接する事で笑顔になってもらう事を心掛けてます。
- ③ 掃除・調理などまだまだ不慣れな部分が多く大変だなと思います。先輩のヘルパーにお聞きしながら、どうやったら上手くいくかなど、アドバイス頂きながら日々頑張っています。
- ④ 野球やサッカーなど全般のスポーツを観る事が好きで、スポーツ関連の話題は得意です。

★ ヘルパー歴3カ月 50代 女性

- ① デイサービスで介護職をしていますが、訪問介護にも興味があり、職場が休みの土曜日だけ活動しています。
- ② はじめは訪問介護は無理だと思っていましたが、少しの時間でも大丈夫と事業所から誘われ、勉強のつもりで仕事をさせていただいています。
- ③ 施設と違い、自分ひとりで時間内に様々な作業をこなさなければならず、現在まだ悪戦苦闘中です。不安なことやわからないことはすぐに上司に確認をしたり、相談したりして何とか乗り切っています。
- ④ 失敗しても反省はしますが、いつまでもくよくよせず、気持ちを切り替えることができます。

事務局からのお知らせ

サービス提供責任者 支援ハンドブック販売について



今回、新たに「サービス提供責任者 支援ハンドブック」を作成し、サービス提供責任者(サ責)のためのマニュアル本として作成しました。本冊子では、サービス提供責任者が行うべき、仕事の責務や役割を初任者でもわかりやすく、実務に役立つポイントを盛り込みました。

事業所での研修・初任者サ責の育成や実地指導前の予習にもお役立てください。

ご希望の方は、「申込書」にご記入のうえ、FAXにてご注文ください。

■愛知県ホームヘルパー連絡協議会会員事業所様は、1冊定価600円のところ会員価格500円にて販売します。(1冊から販売しています。)

■納品と同時に請求書を同封いたしますので、後日お振込みください。

2019年度改訂版訪問介護マニュアル



事業所での研修や介護技術の基礎確認に役立つ「2019年度改訂版訪問介護マニュアル」も併せて販売しています!!

■定価800円(会員価格700円)

■A4サイズ

■49ページ



便利な
(老計10号用)
付!!

ご協力ありがとうございました!

本年度も「図書カード」による赤い羽根共同募金にご協力いただきありがとうございました。

おかげさまで、**768枚**のご協力をいただきました。

この募金による寄付金は、諸経費を除き、来年度の本会事業費として配分されます。

この配分金は、本会事業の貴重な財源として、
各種研修会の開催や機関誌等の発行に活用されますので、
今後ともご協力のほど、よろしくお願いします!



愛知県ホームヘルパー連絡協議会 機関紙

つとい 第89号

住所 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内

TEL (052)212-5502 FAX (052)212-5503

発行 令和2年3月

編集・発行 愛知県ホームヘルパー連絡協議会 広報委員会

この機関紙は愛知県共同募金配分金で作られています。

